

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後２時００分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に新木英男農業委員、黒須邦昭農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第１２号

農地法第５条の許可申請について

議 長 議案第１２号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号１については、申請者より計画見直しのため、令和５年７月２４日付けで申請書の取下げ願が提出されたため、今回の総会議案では取り下げとして扱う。

申請番号２番、地区は原市地区、権利は所有権、所在は大字原市字十一番耕地で、地目は登記、

現況とも畑の３筆である。形態は転用で、用途は住宅敷地、施設は木造二階建で、建物を建てるので開発許可が必要である。農地区分については、上下水道管及びガス管が埋設された道路に隣接し、概ね５００ｍ以内に医療施設また公益的施設があるため第３種農地になる。

申請番号３番、地区は上平地区、権利は所有権、所在は大字西門前字南前の９筆で、いずれも地目は登記、現況ともに畑である。形態は転用で、用途は特別養護老人ホーム及び道路後退用地、施設については鉄骨造三階建、建物を建設するので開発許可は必要である。農地区分は第２種農地である。

議 長 申請番号１番は取り下げということで、申請番号２番について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 原市・上尾地区担当の黒須信明推進委員が報告した。７月２０日（木）、地区担当委員３名で現地調査を行った。この場所は高度経済成長期に２００軒規模の住宅が建設されたエリアの中で、畑が残った場所である。草刈りが行われ、農地として管理されていると判断した。理由書を朗読した。

議 長 申請番号３番について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 上平地区の内田農業委員が報告した。７月１９日（水）に地区担当委員４名で現地調査を行った。申請人はさいたま市の社会福祉法人、渡人は西門前に住む農家で、現在は体調不良で営農ができないが、以前はこの場所でブドウとキウイフルーツを作付けしていた。現地を耕うんすると、近隣中学校のプールに土埃が入ってしまうため、草刈り程度を行っているが、適切な管理状況であると考えられる。周辺状況は、北側に市民球場、東側に給食センター、南側に法務局、西側は住宅であり、農地には隣接していない。建設に当たっては、雨水等は宅内処理し、汚水・雑排水は基準に基づいて浄化槽で放出、敷地周辺に囲いを設けて環境保全し、土砂流失対策で周りに立ち上がりを設ける計画になっている。土地選定理由書の概要を説明した。建設に際しては、農地への影響よりも、中学校通学路であり、工事車両の通行による交通事故や路上駐車が心配される。確認したところ事業

予定地内に全て駐車する予定とのことで、万が一市民球場駐車場に工事車両が駐車すると、大きなトラブルになることが危惧される。農地法上は関係ないが、着工が本年１２月で、完成が令和７年２月の計画だが、介護関係で８０人近い職員が必要になるが、人数が集まるのか心配である。自宅の近隣ということで、今回の手続きに至る経過を見てきたが、所有権移転等の許可前に都市計画上の標識が設置されたり、地質調査を一時転用許可無しに行ったりと、この事業を進める上で心配な面もある。

議 長
市村推進委員

本件について他に意見を求めた。

申請番号２番の原市の件で参考までに伺うと、ガス団地といていた場所なのではないかと思うが、一括して開発した時に宅地になったのではないのか。畑として残ることがあったのか。

黒須推進委員
市村推進委員
黒須推進委員
議 長

現地調査の時にも、ガス団地の中に畑が何か所かあった。

区画だけを分けて、一括して宅地化したのではないということか。

区画されたが、畑として柿や栗が植えられている状態の所もある。

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第１２号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第１３号

議 長
事 務 局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

本件について他に意見を求めた。

議案書を朗読した。申請番号１、地区は上平地区、所在は大字上字新梨子が２筆、大字久保字東谷耕地の１筆で、地目は登記、現況ともに畑の３筆である。事由は事由発生者の死亡、続柄は夫婦である。従事日数は事由発生者が０日、他の方が３００日、３００日、２００日、０日となっており、従事日数の観点からは日数を満たしていないが、事由発生者が固定資産税を支払っていたことを確認している。写真にあるとおり、作付けはされていないが、保全管理はされており、農業委員

	会事務局としては特段問題ないと考えている。
議 長	本件について意見を求めた。
新木農業委員	事由発生者は、今回申請した3筆以外に生産緑地を所有しているのか。
事 務 局	今回の生産緑地以外に5筆、合計で8筆を所有しており、残りの5筆については引き続き耕作を続けて行くと伺っている。
新木農業委員	事由発生者が亡くなったのはいつなのか。
事 務 局	事由発生者が亡くなったのは令和4年7月で、約1年前になる。
新木農業委員	ほかの残すということは、納税猶予を受けるということか。
事 務 局	納税猶予の申請をすると伺っている。
議 長	本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第12号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第14号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長	本件について他に意見を求めた。
事 務 局	議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、所在は藤波三丁目で、地目は登記、現況ともに畑の2筆である。写真にあるとおり大通りに面し、保全管理がしっかりされていることから、農業委員会事務局としては、特段問題ないと判断している。
議 長	本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第14号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第4号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時35分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年7月25日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員